

新こうち男女共同参画プラン骨子(たたき台)

テーマ3 環境を整える

項目	取組の方向		主な取組	目標値(項目)
1 仕事と生活の調和(ワークライフバランス) 男女間の意識を変える				
推進計画 (1) 雇用の場における子育て・介護環境の整備	◆子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境を整えます。	◆子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境の充実を促します	◆民間の新たな動きを活かした女性の雇用のさらなる促進(国の助成金制度の周知等、女性が働きやすい職場づくりに向けたニーズ調査等)(再掲) ◆イクボスの県内普及による意識啓発(高知家のイクボス大賞等)(再掲) ●次世代育成支援事業(再掲) ●中小企業制度金融貸付事業促進等 ◆保護者等のニーズに応じた、保育、幼稚、放課後児童クラブ等の利用者の負担軽減や取組内容の充実 ●地域ケア体制の整備 等 ●ワークライフバランス推進事業 ●女性チャレンジ・エンパワーメント支援(再掲) 等	○県職員・教員(高校)の「育児休業」「育児短時間勤務」「配偶者の出産休暇」「男性職員の育児参加休暇」 ワークライフバランスの普及を図るため、まず県職員に対する目標値を、男女プランにも設定。 ○次世代育成支援企業認証数 ○乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり事業実施か所数 ○放課後児童クラブ等実施校数(小学校) ○認定子ども園箇所数 ○放課後児童支援員の配置 ○ファミリーサポートセンター事業市町村数 《次世代育成支援計画の改定に伴い目標値を変更》(検討の視点⑤) ○子育て応援の店協賛事業所数 《次世代育成支援行動計画の改定に伴い、目標値を変更(除外)》
	◆子育て・介護の後の職場への復帰や再就職の支援を充実させます。	◆従業員の仕事と家庭の両立を支援するイクボスを県内に普及します		
	◆「こうちこどもプラン」に基づき、子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、地域における子育ての支援策を充実させます。	◆子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、子どもや保護者のニーズにあつたきめ細かな支援を充実し、地域における子育ての支援策を充実させます。		
(2) 家庭や地域における子育て・介護環境の整備	◆「こうちこどもプラン」に基づき、子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、地域における子育ての支援策を充実させます。	◆子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、子どもや保護者のニーズにあつたきめ細かな支援を充実し、地域における子育ての支援策を充実させます。	◆保護者等のニーズに応じた、保育、幼稚、放課後児童クラブ等の利用者の負担軽減や取組内容の充実	●地域ケア体制の整備 等
(3) 女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり	◆ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促します。	◆家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。	●ワークライフバランス推進事業 ●女性チャレンジ・エンパワーメント支援(再掲) 等	
2 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備				
(1) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	◆女性、男性にかかわらず高齢者の誰もがいつまでも元気で暮らすために、介護予防や生きがいの推進に取り組みます。	◆介護予防や生きがいの推進に取り組みます。	●介護予防や生きがいの推進 ●認知症高齢者対策の推進 ●母子家庭就業自立支援 ●社会的自立に困難を抱える若者への支援 等	○認定子ども園箇所数 ○放課後児童支援員の配置 ○ファミリーサポートセンター事業市町村数
	◆たとえ介護が必要な状態になっても、地域で安心して暮らせるよう地域ケア体制の整備や認知症高齢者対策を進めることにより、家庭における家族等の介護負担の軽減に取り組みます。	◆地域ケア体制の整備や認知症高齢者対策を進めることにより、家庭における家族等の介護負担の軽減に取り組みます。		
	◆高齢者が交通事故や消費者被害などにあわないように、地域での見守りを進めます。			
	◆障害者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。			
(2) 貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援	◆雇用・就業の安定に取り組みます。	◆安心して親子が生活できる環境づくりに取り組みます。	●社会的自立に困難を抱える若者への支援 等	
◆自立に向けた力を高めるよう支援します。				
3 生涯を通じたからだところの健康支援				
(1) 自己決定の尊重	◆女性の身体・健康に関する自己決定が尊重される社会づくりを進めます。		●ピアカウンセラーの養成 ●子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施 等	
(2) 生涯を通じた健康支援	◆女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。		●こうち男女共同参画センター「ソレ」における相談の実施 ●保健所等における性や身体に関する相談の実施 等	
4 女性に対するあらゆる暴力の根絶				
(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	◆女性と男性の間に生じるあらゆる暴力のない社会づくりを進めます。	◆女性、男性いづれに対してにもあらゆる暴力のない社会づくりを進めます。	●DVや売春等の根絶啓発 ●DV被害者を支援するNPOの育成・共同の推進 等	
	◆市町村や児童相談所、警察、民間団体等との連携を強化し、相談等の機能の充実を図ります。			
	◆配偶者からの暴力を未然に防止するため、交際相手間の暴力防止に関する啓発を行います。			